

静岡県がんセンター局告示第2号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）附則第2条第4項の規定において準用する同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第7条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、静岡県立静岡がんセンター事業の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号。以下「改正政令」という。）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた改正政令第5条の規定による改正前の地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和6年4月12日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
静岡県がんセンター局長 内田 昭宏

1 委託先

(1) 所在地

静岡市葵区栄町4-10静岡栄町ビル10階

(2) 名称及び代表者の氏名

株式会社 ミックス

代表取締役 笠原 純

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

=====

静岡県がんセンター局告示第3号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）附則第2条第4項の規定において準用する同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第7条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、静岡県立静岡がんセンター事業の業務に係る公金の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号。以下「改正政令」という。）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた改正政令第5条の規定による改正前の地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和6年4月12日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
静岡県がんセンター局長 内田 昭宏

1 委託先

(1) 所在地

東京都中央区日本橋 3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階

(2) 名称及び代表者の氏名

弁護士法人 ライズ綜合法律事務所

代表社員 田中 泰雄

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで